

## 動物用医薬品

ホスホマイシン系抗生物質製剤

指定 使用基準

2017年7月改訂

貯法 室温保存、気密容器

承認指令書番号

23動薬第3768号

分包品

# 水産用ホスモシン®10%

## FOSMICIN® 10% FOR FISHERY

### 500g

### 本質の説明又は製造方法

ホスホマイシンは1967年、スペインにおいて*Streptomyces fradiae* の培養液から発見された抗生物質で、他に類似のない極めて簡単な構造式を有します。

販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社  
東京都中央区京橋 2-4-16

製造販売元



株式会社 科学飼料研究所  
東京都中央区築地一丁目12番6号

### 成分及び分量

1g中日局ホスホマイシンカルシウム水和物100mg(力価)含有

### 効能又は効果

ホスホマイシン感受性菌による下記疾病魚類の死亡率の低下。

すずき目魚類：類結節症  
エドワジエラ症

### 用法及び用量

魚体重1kg当たりホスホマイシンとして下記の量を1日量とし、餌料に均一に混ぜて、6日間投与する。  
すずき目魚類：40mg(力価)

### 使用上の注意

(基本的事項)

#### 1 守らなければならないこと

#### 【一般的な注意】

- (1) 本剤は、すずき目魚類の類結節症及びエドワジエラ症を治療するために使用し、すずき目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
- (2) 本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- (3) 本使用説明書の【用法及び用量】に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
- (4) 本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。
- (5) 本剤は、指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。
- (6) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(すずき目魚類)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類：食用に供するために水揚げする前15日間

#### 【使用者に対する注意】

- (1) 餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- (2) 本剤の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。

#### 【すずき目魚類に関する注意】

- (1) 20℃以下の水温における類結節症及びエドワジエラ症の発症に際しては、本剤の体内動態、臨床効果についての知見がないため、極力投与を避けること。

#### 【取扱い及び廃棄ための注意】

- (1) 本剤は、よく振り混ぜてから使用すること。
- (2) 本剤を数回に分けて使用する場合には、すみやかに使用すること。
- (3) 本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- (4) 本剤が他の養殖生質に流入しないよう注意すること。
- (5) 本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- (6) 本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- (7) 誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- (8) 使用済みの空容器等は地方公共団体条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
- (9) 本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い適切に処分すること。

#### 2 使用に際して気を付けること

#### 【使用者に対する注意】

- (1) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。

#### 【取扱い上の注意】

- (1) 本剤をドライペレットに吸着させる場合は、なるべく多めの水道水で本剤を懸濁して混合する。またはペレットに本剤を混合し、十分な量の水道水を振りかけてよく混合する。
- (2) 海中への散逸を防止するため、魚が確実に摂取する量の飼料に混じて投与すること。また、展着剤を使用することが望ましい。

注意-使用基準の定めるところにより使用すること

(製品情報お問い合わせ先)

Meiji Seikaファルマ株式会社 生物産業事業本部 動薬飼料部  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号 <http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。